

専門業務型裁量労働制に関する説明書

専門業務型裁量労働制を適用する場合には、教職員本人の同意（以下「本人同意」といいます。）が必要となります。つきましては、下記の事項を十分に理解したうえで、別紙「専門業務型裁量労働制の適用に関する同意確認書」にて、同意するか否かをチェックし、ご提出ください。

記

1 専門業務型裁量労働制とは、業務の性質上、その業務の遂行方法を、大幅に労働者の裁量に委ねる必要があるため、厚生労働省令等により定められた20の業務の中から、対象となる業務を労使協定で定め、労働者を実際にその業務に就かせた場合、労使協定であらかじめ定めた時間労働したものとみなす制度であり、本学における対象業務は2(1)に記載のとおりです。大学教員及び特別研究員（日本学術振興会特別研究員 - PD、RPD、CPD）の業務は、その業務の性質上、同制度の適用により、効率的な労働時間の配分が可能となることから本学においても導入しています。

2 専門業務型裁量労働制に関して、国立大学法人群馬大学と過半数代表者が労使協定で定めた事項は、専門業務型裁量労働制に関する労使協定書のとおりです。

(概要)

(1) 対象業務は、以下のとおりです。

- 教授、准教授及び講師：大学における教授研究の業務
- 助教及び特別研究員（日本学術振興会特別研究員 - PD、RPD、CPD）：人文科学又は自然科学に関する研究の業務

(2) みなし労働時間は1日7時間45分となります。

労働時間の配分を対象者の裁量に委ねるため、労働時間の管理は行いませんが、健康管理のため、出勤状況を出退勤時刻の自己申告により把握します。ただし、就業管理のためのシステムを使用している学部等においては、当該システムにより把握します。

(3) 苦情の申出に関する内容は、専門業務型裁量労働制に関する労使協定書第11条に定める以下の内容になります。

ア 申出場所 各学部等の労務担当係

イ 申出方法 書面又は電子メール

ウ 取扱内容 専門業務型裁量労働制の適用に関する全般の事項

3 本人同意をした場合、本人同意をしなかった場合にかかわらず、賃金制度及び評価制度は変わりません。なお、以下の規則及び要項が適用されます。

(1) 賃金制度

国立大学法人群馬大学教職員給与規則・・・・・・・・・・・・・月給制の教員に適用

国立大学法人群馬大学年俸制適用教員給与規則・・・・・・・・・・・・・年俸制適用教員に適用

国立大学法人群馬大学2号年俸制適用教員給与規則・・・・・・・・・・・・・2号年俸制適用教員に適用

国立大学法人群馬大学年俸制適用職員給与規則・・・・・・・・・・・・・特別研究員に適用

(2) 評価制度

国立大学法人群馬大学教員業績評価実施要項・・・・・・・・・・・・・特別研究員を除く教員に適用

国立大学法人群馬大学における研究員の評価に関する要項・・・・・特別研究員に適用

4 本人同意をしなかった場合の配置及び処遇について、本人同意をしなかったことを理由として不利益な取扱いを受けることはありません。

5 本人同意をした場合であっても、その後、同意を撤回することができます。また、本人同意を撤回した場合に、そのことを理由に不利益な取扱いを受けることはありません。撤回後の配置、処遇等の労働条件は、撤回前と変わらず、「国立大学法人群馬大学教職員就業規則」、「国立大学法人群馬大学教職員給与規則」等により決定されます。

6 本人同意をしなかった場合、専門業務型裁量労働制のみなし労働が適用されず、労働時間等の取扱いに以下の制限が生じますので、十分に理解したうえで判断を行ってください。

(1) 所定労働時間は、始業時刻：午前8時30分、終業時刻：午後5時15分、休憩時間：午後0時から午後1時までとなります。

午後5時15分以降に講義がある場合等、業務の都合上必要がある場合には、大学側から労働時間の割振の変更をする場合があります（例：講義により終業時刻を2時間後ろ倒しする必要がある場合には、始業時刻を2時間後ろ倒しする）。また、教員の裁量で始業・終業時刻を変更することはできず、労働時間中は職務専念義務を負うため、出張を命ぜられた場合等を除き、勤務場所において大学の業務に従事する必要があります。

なお、以下の業務を遂行する必要がある場合、時間外労働及び休日労働（以下、「時間外労働等」という。）を命ずる場合があります。

① 入学者選抜業務

② 患者に対する診療業務

③ その他本学の業務運営上、特に時間外労働等を必要とする業務

(2) 出勤簿及び労働時間申請（命令）書による勤怠管理を行います。ただし、就業管理のためのシステムを使用している学部等においては当該システムにより管理を行います。

(3) 兼業は、事前に手続きを行い、許可が必要な場合は許可を得たうえで、所定労働時間外、休日又は年次有給休暇取得日（時間）に従事しなければなりません。なお、「国立大学法人群馬大学教職員兼業規則」第10条に規定する許可を要しない短期の兼業を行う場合、専門業務型裁量労働制の適用を受ける場合は、労働時間の配分が委ねられているため、手続きが不要でしたが、専門業務型裁量労働制の適用を受けない場合、当該兼業と所定労働時間が重複していないかの確認をするために、兼業依頼書を提出する必要があります。

7 同意の対象となる期間

採用日から令和9年3月31日まで

8 専門業務型裁量労働制及び同意確認書に関する問合せ先

総務部人事労務課労務福利係（kk-ajinji6@ml.gunma-u.ac.jp） 027-220-7028